

## 第 5 節 個別労働紛争の解決促進

平成13年4月から、地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受け、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（個別労働紛争）に係る労働相談及びあっせんを行っている。

### 1 労働相談

#### 概 況

個々の労働者と事業主との間の労働問題に関する相談があった場合は、事務局職員が、問題解決に向けた情報提供や助言、適切な機関の紹介などを行っている。

令和3年度に取り扱った労働相談の件数は400件であった。そのうち、労働者からの相談が392件、使用者からの相談が8件で、相談内容では「パワハラ・嫌がらせ」が120件で最も多く、次いで、「その他」を除くと、「退職」が77件、「解雇」が51件であった。企業規模別では、「不明」を除くと、30人未満の企業が多かった。新型コロナウイルス関連の相談は15件あった。

なお、令和3年度も県内の労働相談機関と連携して合同労働相談会を実施した。

#### 【合同労働相談会の概要】

- (1) 日 時 : 令和3年10月29日（金）午前10時～午後5時
- (2) 場 所 : 高知県庁北庁舎
- (3) 相談件数 : 14件
- (4) 相談内容 : パワハラ・嫌がらせ8件、退職2件、賃金未払2件  
など、計19件  
(1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で計上しており、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。)
- (5) 相談担当機関 : 弁護士会、司法書士会、社会保険労務士会、労働局雇用環境・均等室、県商工労働部雇用労働政策課、労働委員会事務局

#### 第1表 労働相談件数の推移

年度	元年度	2年度	3年度	計
実件数	450 (19)	451 (18)	400 (14)	1,301 (51)

(注) ( ) 内は、合同労働相談会の件数で内数である。

第2表 労働相談の内訳

相談内容	企業規模		計		30人未満		30～99人		100～299人		300人以上		不明	
	実件数		労	使	労	使	労	使	労	使	労	使	労	使
実件数	400		392	8	115	1	38		40	2	37	1	162	4
経営又は人事	168		165	3	56		21		20	1	13		55	2
ア 解雇（エ①の懲戒解雇は除く）	51		49	2	16				9		5		19	2
① 整理解雇	2		2		2									
② 普通解雇	22		20	2	4				2				14	2
③ 退職強要	13		13		9				2		1		1	
④ 契約更新拒否、雇止め	14		14		1				5		4		4	
イ 配置転換、出向・転籍	14		14		1		6		2		1		4	
ウ 復職	1		1										1	
エ 懲戒処分	11		10	1	6		1			1			3	
① 懲戒解雇														
② その他の懲戒処分	11		10	1	6		1			1			3	
オ 退職	77		77		28		11		8		6		24	
カ 勤務延長、再雇用	1		1										1	
キ その他経営又は人事	13		13		5		3		1		1		3	
賃金等	70		69	1	29		5		6		6		23	1
ク 賃金未払い	35		35		16		3		3		1		12	
ケ 賃金増額														
コ 賃金減額	8		8		5		1				1		1	
サ 一時金	5		5		1		1		2				1	
シ 退職一時金	4		4		2				1		1			
ス 解雇手当	2		2		1								1	
セ 休業手当	4		4		1								3	
ソ 諸手当	2		2		1								1	
タ その他賃金	10		9	1	2						3		4	1
チ 年金（企業年金、厚生年金等）														
労働条件等	164		160	4	47	1	21		18	1	12		62	2
ツ 労働契約	29		29		10		5		3		3		8	
テ 労働時間	32		31	1	6		7		3	1	4		11	
ト 休日・休暇	13		13		4		1		2				6	
ナ 年次有給休暇	23		23		8		2		4		2		7	
ニ 育児休業・介護休業	2		2				1						1	
ヌ 時間外労働	13		12	1	4		3						5	1
ネ 安全・衛生	13		13		6		2		1		1		3	
ノ 福利厚生制度														
ハ 社会保険	11		10	1	2				2		1		5	1
ヒ 労働保険	10		10		3				2				5	
フ その他の労働条件等	18		17	1	4	1			1		1		11	
職場の人間関係	130		129	1	27		15		16		14	1	57	
ヘ セクハラ	10		10		1								9	
ホ パワハラ・嫌がらせ	120		119	1	26		15		16		14	1	48	
その他	78		77	1	19		8		3		14		33	1
マ その他	78		77	1	19		8		3		14		33	1
総計	610		600	10	178	1	70		63	2	59	1	230	6

(注) 1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で計上しており、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。  
 合同労働相談会の件数を含んでいる。

第3表 労働相談の内訳（新型コロナウイルス関連のみ）

相談内容	企業規模		計		30人未満		30～99人		100～299人		300人以上		不明	
	実件数		労	使	労	使	労	使	労	使	労	使	労	使
実件数	15	15			3				1		1		10	
経営又は人事	4	4			3								1	
ア 解雇（エ①の懲戒解雇は除く）	1	1											1	
① 整理解雇														
② 普通解雇														
③ 退職強要														
④ 契約更新拒否、雇止め	1	1											1	
イ 配置転換、出向・転籍														
ウ 復職														
エ 懲戒処分														
① 懲戒解雇														
② その他の懲戒処分														
オ 退職	2	2			2									
カ 勤務延長、再雇用														
キ その他経営又は人事	1	1			1									
賃金等	3	3			1								2	
ク 賃金未払い														
ケ 賃金増額														
コ 賃金減額														
サ 一時金														
シ 退職一時金														
ス 解雇手当														
セ 休業手当	3	3			1								2	
ソ 諸手当														
タ その他賃金														
チ 年金（企業年金、厚生年金等）														
労働条件等	8	8							2				6	
ツ 労働契約														
テ 労働時間	2	2							1				1	
ト 休日・休暇														
ナ 年次有給休暇	2	2							1				1	
ニ 育児休業・介護休業														
ヌ 時間外労働														
ネ 安全・衛生	1	1											1	
ノ 福利厚生制度														
ハ 社会保険														
ヒ 労働保険														
フ その他の労働条件等	3	3											3	
職場の人間関係	3	3			2								1	
ヘ セクハラ														
ホ パワハラ・嫌がらせ	3	3			2								1	
その他	3	3									1		2	
マ その他	3	3									1		2	
総計	21	21			6				2		1		12	

(注) 1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で計上しており、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。  
15件は、労働相談実件数の内数である。